

秋田県DX推進ポータルサイト広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第16条第3項の規定に基づき、秋田県産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室が管理する秋田県DX推進ポータルサイトへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するWebページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第5条及び第6条の規定のほか、次の各号に該当する者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の者
- (3) 県の指名停止措置を受けているもの又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (4) その他広告を行う業種として適当でないと認められる業種に該当する者

2 要綱第7条の規定のほか、次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 青少年にとって有害と認められるもの
- (2) 秋田県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (3) 秋田県の公共機関としての社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのあるもの
- (4) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可を受けていない商品、粗悪品その他掲載が不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
- (5) 秋田県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (6) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
- (7) 実際には機能を有しないもの
- (8) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (9) 広告の表現及び配色で、閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、別途、秋田県産業労働部産業政策課デジタルイノベー

ション戦略室長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦250ピクセル×横300ピクセル
- (2) 形式 PNG・GIF・JPEG (静止画とする)

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、別途、秋田県産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室長が定めるものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広告は、県のWebサイト等により募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「秋田県DX推進ポータルサイト広告掲載申込書」(様式第1号)により、県が指定する日までに、県に広告掲載を申し込むものとする。

2 申込みは、1者につき1枠とする。

(広告掲載の決定)

第9条 県は、前条の規定により申し込まれた広告について、申込み順に第3条の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上、掲載または非掲載を決定する。

2 県は、前項の規定により掲載を決定したときは、「秋田県DX推進ポータルサイト広告掲載決定通知書」(様式第2号)により、非掲載を決定したときは、「秋田県DX推進ポータルサイト広告非掲載決定通知書」(様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 前条第2項の規定により掲載決定通知を受けた広告主は、広告として掲載するバナー画像を、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までに、県が指定する方法で提出するものとする。

2 広告として掲載するバナー画像は、広告主が自己の負担により作成するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出されたバナー画像の内容またはリンク先の内容が第3

条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

4 広告主は、前項の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額 2, 5 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。

2 広告主は、掲載の初日から 2 0 日以内に、掲載期間に係る広告掲載料を県が発行する納入通知書により一括で納入するものとする。

(遅延利息)

第 12 条 広告主は、自己の責に帰すべき理由により、前条第 2 項に規定する期日までに広告掲載料を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示 (昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号)」に定められた割合で計算した遅延利息を、県に支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 10 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 第 11 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3) 第 3 条の規定に反すると判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県は、第 1 項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告掲載の取消しを通知した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、原則として取下げを希望する日から起算して 10 日前までに書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付さ

れているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告掲載を取り下げる日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 11 条第 1 項の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 か月につき 1 日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、広告の内容を変更するときは、変更する日から起算して 10 日前までに秋田県DX推進ポータルサイト掲載広告変更申込書(様式第4号)により申し込むものとする。

3 前項の規定により広告を変更する場合には、第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先の Web ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 18 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主が協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、秋田地方裁判所に提訴するものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。